

岩手県告示第239号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和元年岩手県告示第17号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和2年4月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 釜石市、大船渡市及び気仙郡住田町
- 2 実施した期間 令和元年5月7日から令和2年3月19日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基準点現況調査